社会福祉法人仙人福祉事業会
ミニデイサービスセンター設置規程

平成３０年２月１４日
規程　第　　　２　号

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人仙人福祉事業会（以下「法人」という。）が定款第４０条に定める公益を目的とする事業を行うため、福知山市から譲渡された福知山市夜久野町ふれあいの里ミニデイサービスセンター（以下「ミニデイサービスセンター」という。）の設置に関する詳細を定めることを目的とする。

（利用目的）
第２条　法人は、生きがい型デイサービス事業（以下「ミニデイサービス」という。）を行う際に、ミニデイサービスセンターを利用する。

（ミニデイサービス）
第３条　ミニデイサービスは、運動器の機能向上など介護予防の取り組みが必要な市民を対象として、次のサービスを行うものとする。
（１）　介護予防
（２）　動作訓練（入浴を含む）
（３）　趣味活動
（４）　昼食
（５）　その他

（送迎）
第４条　利用者は、原則として法人の車両により送迎を行うものとする。ただし、送迎を希望しない場合はこの限りではない。

（実施日及び実施時間）
第５条　ミニデイサービスの実施日および実施時間は、次のとおりとする。
（１）実 施 日　　月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月３１日から１月３日までを除く。
（２）実施時間　　概ね午前１０時００分から午後２時３０分までとする。

（利用定員）
第６条　ミニデイサービスの利用定員は、１日につき概ね１０名までとし、利用申込者が４名に満たない場合は、ミニデイサービスを実施しないものとする。
２　１人当たりの利用回数は、利用者の希望、身体的状況及び家庭等の状況を勘案して決定する。ただし、１週間に１日を限度とする。

（利用料等）
第７条　ミニデイサービスの利用料は、次のとおりとする。
（１）　第３条のサービスに要する費用　　　　　　１回１，３００円
　　　（選択飲み物に要する費用含む）
（２）　送迎に要する費用　　　　　　　　　　　　１回２００円
（３）　その他、特別なサービスに要する費用　　　実費
２　ミニデイサービスの利用料金は、利用日の利用開始前に支払わなければならない。ただし、夜久野デイサービス事業所管理者が特に認めた場合には、利用当日から起算し１ヶ月以内の後納を認める。

（利用申込）
第８条　ミニデイサービスを利用しようとする者は、生きがい型デイサービス事業利用申請書（別記様式１）により申し込むものとする。
２　利用を許可したときは、最初の利用予定日までに、半期ごとの利用日、利用時間、送迎時間（必要のある場合）、等を通知するものとする。
３　利用者の都合によりサービスを中止する場合で、利用当日の午前９時３０分までに中止の連絡をしなかった場合は、利用者は４００円のキャンセル料を支払わなければならない。

（その他）
第９条　上記に定めるもののほか、ミニデイサービスセンターの利用にあたっては、夜久野デイサービス事業所管理者が別に定めるものとする。

附　則
この規程は、平成３０年４月１日から施行する
この規程は、平成３１年３月１４日に改正し、平成３１年３月１２日から適用する。
この規定は、令和元年９月１９日に改正し、令和元年１０月１日から施行する。
この規定は、令和４年４月１日に改正し、令和４年４月１日から施行する。
この規定は、令和５年４月１日に改正し、令和５年４月１日から施行する。